

トラブルに巻き込まれないためのポイント



- ① 軽い気持ちで契約しない
- ② うまい話に飛びつかない
- ③ ネットの情報に流されない
- ④ 契約をせかされてもその場で判断しない
- ⑤ 借金してまで契約しない
- ⑥ 消費者の味方になる知識を身につける

それでもトラブルにあったら 一人で悩まず、まずは相談

『泣き寝入りは超いやや(188)!』

県内20市町に相談窓口があり、最寄りの消費生活相談窓口につながります。
 <居住地の郵便番号を確認のうえ電話してください>専門の相談員がトラブル解決を支援します。



消費者トラブル

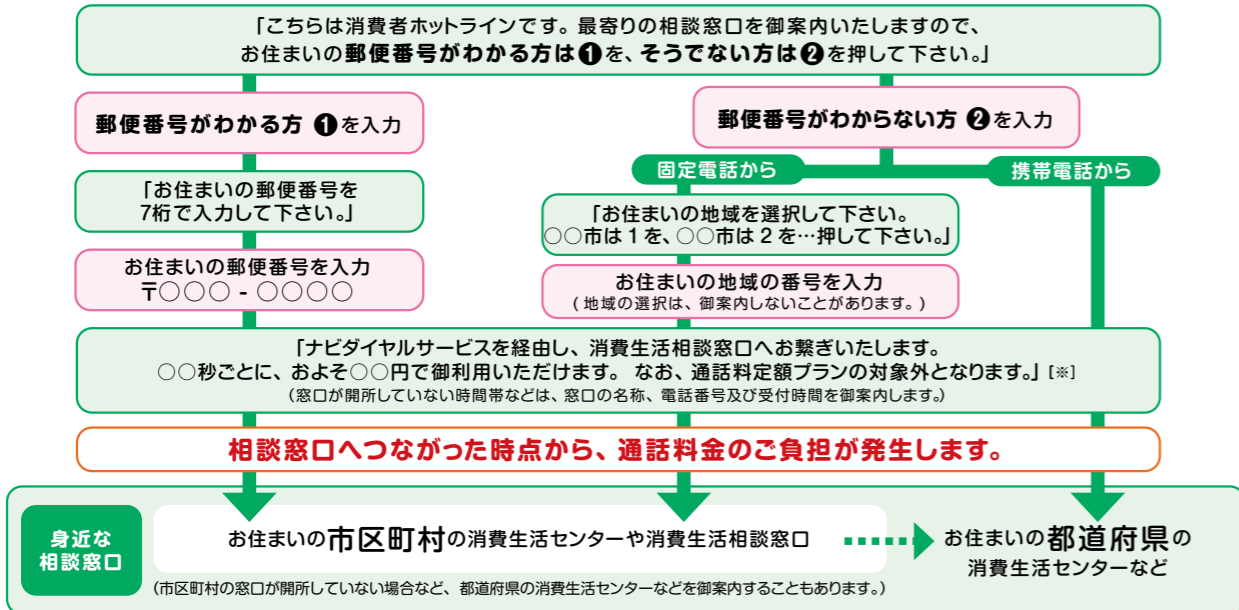
ピピッと 解決 ガイド



愛媛県消費生活相談窓口
イメージキャラクター
こまどりのPiPi (ピピ)

「消費者ホットライン」188番 ご案内の流れ

いやや 188 番をダイヤル のアナウンスが流れます。アナウンスにしたがって、 の操作をお願いします。
 (一部のIP電話、プライベート式携帯電話等からは、御利用いただくことができません。)



【※】 都道府県や政令市の消費生活センター等が話中でつながらない場合、国民生活センターの「平日バックアップ相談」の電話番号がアナウンスされます。
 電話番号 03-3446-1623 / 受付時間 平日の10～12時 / 13～16時

悪質商法の被害

インターネットでのトラブル

契約・購入前の相談

多重債務の悩み

商品・サービスに関する苦情

商品を使って事故にあった



消費者庁 消費者ホットライン
イメージキャラクター
イヤヤン



愛媛県
イメージアップキャラクター
みきゃん

消費者トラブルで
困ったときは
ピピッと相談!



愛媛県消費生活センター

受付時間 / 月・火・木・金 9:00～17:00
 水 9:00～19:00 (祝日・年末年始を除く)
 〒791-8014 松山市山越町 450 番地
 (愛媛県男女共同参画センター内)

愛媛県消費生活センターホームページ →



リーフレットに関する問い合わせ先

089-926-2603



消費者トラブルの手口と対処法! 「消費生活かるた」でチェック!



消費生活
かるたの紹介

点検商法

点検商法とは

無料・格安で点検すると言って来訪し、点検した後に「そのまま放置すると大変なことになる」と不安をあおり、商品やサービスの契約をさせる商法のことです。



相談事例

作業服の人が「無料で水道水の検査をします」と言うので、家が上がってもらった。ところが、水を検査した後、「この水は塩素が強い。体によくない」と言って浄水器を勧められ、契約をしたが高額なので解約したい。

アドバイス

- 「無料」「キャンペーン中」などの誘い文句に乗らないようにしましょう。
- 不安をあおられても、その場ですぐに契約や支払いをせず、家族や周りの人に相談しましょう。
- 訪問販売で契約した場合、契約書面を受け取った日から8日以内であれば、たとえ工事が終わっていてもクーリング・オフが可能です。

内職商法

内職商法とは

広告やインターネットで、誰でも手軽に収入が得られるように思わせ、実際には高価な商品や教材を購入させる商法のことです。仕事のために機器を購入したり、資格を取得しても、仕事をあっせんしてもらえなかったり、収入につながらないトラブルがあります。



相談事例

「自宅でカンタン、高収入」という広告を見つけた。ホームページを作る仕事で、パソコン講座を受講し、さらに専用ソフトを購入する必要があったが、「毎月一定量の仕事を紹介できる」という説明を信じて契約。しかし、仕事はなく、講座の受講料などの支払いが残った。

アドバイス

- 簡単に高収入が得られる仕事はありません。強引な勧誘や契約、支払いを急がせる業者には注意しましょう。
- 仕事を始めるにあたって、何らかの代金を支払うことや商品を購入することが条件である契約には十分注意しましょう。
- 特定商取引法では、内職商法は「業務提供誘引販売取引」として規制されており、契約書面を受け取った日から20日以内であればクーリング・オフできます。

靈感商法・開運商法に注意!

靈感商法・開運商法とは

「先祖のたたりで不幸になる」などと消費者の不安をあおり「これを買えば運が開ける」などと言って高額な商品を買わせる商法です。主な商品には壺、印鑑、ブレスレット、祈とうサービスがあります。消費者の不安な心につけ込んで高額な契約をさせることもあります。

あなたの財産が
ねらわれています!!

アドバイス

- 開運グッズや祈とうなどにお金を使ったからといって、運が開けたり、災難から逃れたりすることはありません。
- 不安をあおられても、すぐに契約せず、家族や周りの人に相談しましょう。
- 必要ない場合は、毅然とした態度ではっきり断りましょう。
- 訪問販売や電話勧誘販売であれば、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフできます。

靈感商法等対応ダイヤル 0120-005931

靈感商法を始めとする金銭トラブル、心の悩み、家族の悩み、児童虐待、修学、就労、生活困窮などの問題でお悩みの方を対象に相談窓口情報をご案内するフリーダイヤルを開設しています。



消費者トラブルの助け舟! クーリング・オフって何?

クーリング・オフ制度とは、訪問販売など特定の取引について、一定期間内であれば、理由を問わず消費者が一方的に申し込みの撤回または契約の解除ができる制度です。

■特定商取引法によりクーリング・オフができる取引・期間

取引の種類	内容	期間
訪問販売	店舗外での取引(キャッチセールス・アポイントメントセールス・催眠(SF)商法などを含む)	8日間
電話勧誘販売	電話勧誘などによる取引	8日間
連鎖販売取引	マルチ商法による取引(店舗契約を含む)	20日間
特定継続的役務提供 ^(注)	エステティックサロン・語学教室・家庭教師・学習塾・パソコン教室・結婚相手紹介サービス(店舗契約を含む)・美容医療	8日間
業務提供誘引販売取引	内職商法・モニター商法による取引(店舗契約を含む)	20日間
訪問購入	消費者の自宅等に訪問し、物品を購入するいわゆる「押し買い」 ※本・CDなど対象外の物品あり	8日間

(注) 特定継続的役務提供は、契約金額が5万円を超え、かつ契約期間が2ヶ月(エステ・美容医療の場合は1ヶ月)を超えるものが対象

■クーリング・オフの方法

契約書面を受け取った日を含めて、期間内に書面または電磁的記録(メール等)で通知します。

【はがきの場合】

- ①はがきに右記の事項を記入したら、控えとして両面のコピーをとり、大切に保管します。
- ②はがきは「特定記録郵便」または「簡易書留」で送ります。

※クレジット契約をした場合は、必ずクレジット会社と販売会社の両方に同時に通知します。

※電磁的記録で通知する場合も、はがきと同様に必要事項を記載し、記載内容や送信日が分かる画像を保存しましょう。

記入例(はがきの場合)

<input type="checkbox"/> 簡易書留 ○○株式会社 代表者様	○○県○○市○○町○○○	通知書 次の契約を解除します。 契約年月日 令和○○年○月○日 商品名 ○○○○ 契約金額 ○○○○○円 販売会社 株式会社××× <input type="checkbox"/> 営業所 担当者△△△ 支払った代金○○○○円を返金し、 商品を引き取ってください。 令和○○年○月○日 ○○県○○市○○町○○目○番○号 氏名 ○○○○
---	--------------	---

■クーリング・オフできない場合

- 自分から店舗に出向いて購入した商品
- 通信販売で購入した商品^(※)
- 総額3,000円未満の現金取引
- 自動車、自動車リース
- 葬儀等
- 消耗品(化粧品、健康食品など)で使用したもの

クーリング・オフについて
もっと詳しく



※通信販売にはクーリング・オフ制度はありませんが、返品特約(返品できる期間や条件、費用等)が明確に表示されていない場合は、商品を受け取った日から8日以内であれば、送料消費者負担での返品が可能です。